

ポイ捨て禁止！

ごみは、持ち帰りましょう

空き缶、空きびん、たばこなどの「ポイ捨て」..
「自分だけなら」「少しくらいなら」「通い道だから」という安易な気持ちで、美しいまちや自然を汚しているのです。



北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例 第8条
「何人も、みだりに空き缶等を捨ててはならない。」



条例に違反すると
2万円以下の過料

千歳市廃棄物の処理等に関する条例 第27条
「何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。」



不法投棄は...

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条
「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」

法律に違反すると、5年以下の懲役又は
1,000万円以下の罰金